

福祉医療協の歴史とこれから ⑦1

天竜厚生会診療所のあゆみとこれから

社会福祉法人天竜厚生会 天竜厚生会診療所
係長ソーシャルワーカー 遠藤 公一郎

1. 法人の設立

社会福祉法人天竜厚生会は、昭和25（1950）年5月、結核回復者保護のための任意団体として設立されました。当時の日本では結核が猛威を振るっており、不治の病として恐れられ、各地の療養所には社会復帰のできない結核患者があふれていました。このような社会情勢の中で、結核回復者の生命を護り、再発を防止するためには、結核回復者のためのコロニーが必要だったのです。結核回復者たちの同志があつまり、土地の開墾から始まり「結核回復者コロニー準備会」を設立し、それが天竜厚生会の礎となりました。当時の創始者の方たちの血の滲むような努力は大変なものであったと思います。

その後、当法人は社会情勢や地域のニーズに応えていくことで事業を拡大していき、今では障がい、高齢、子育て、医療、就労等の多分野において、静岡県内7市にわたり、職員数2450名で260事業（令和4年4月現在）を展開する大規模な法人へと成長しました。



天竜厚生会 法人本部

2. 法人の理念

《基本理念》

『九十九匹はみな帰りたれど、
まだ帰らぬ一匹の行方訪ねん』

この基本理念は、新約聖書に書かれている“99匹の羊のたとえ”という話の一節を引用したものです。羊飼いが99匹の羊を残して見失った1匹の羊を探しに行くというもので、この基本理念には、「救いを求めるどんなわずかな存在も忘れることなく、一人ひとりの自己実現を目指して支援していく」という想いが込められています。また、基本理念を具体化したものとして、下記のスローガンと行動指針を掲げ、法

人職員はこれらのもとで日々の支援や業務に勤めています。

《スローガン》

「わたしたちは熱い心、豊かな知識、すぐれた技術で、ひとりをすべての人をアシストします。」

《行動指針》

「熱い心」…私たちは、自らの仕事に情熱をもって、自分たちの果たすべき役割を全うします

「豊かな知識」…私たちは、ご利用者の支援に必要な知識を、自ら学びとる姿勢を大切にします

「すぐれた技術」…私たちは、経験や学習で得た知識を基に、工夫や改善を重ね、サービスの技術を高めます

「ひとりを」…私たちは、向き合った一人ひとりを大切にし、ありのままを受け止め、ご利用者の自己実現を支援します

「すべての人を」…私たちは、すべての人をかけがえのない存在として、わけ隔てなく、安心が得られるよう支援します

昭和53（1978）年に当初は無床診療所として開設し、法人内の入所施設の利用者の診療にあたっていました。しかし、入所施設の利用者の高齢化・重度化にともなう医療ニーズの多様化に対応するために、従来の無床診療所から、平成9（1997）年に一般病床19床の有床診療所となりました。それまで、入院を要する方は法人外の医療機関へ紹介し入院をしていましたが、有床診療所として、医療機器もCTスキャナー、X線撮影装置、超音波診断装置等を導入することで独自の医療提供が可能となりました。また、法人内の利用者だけではなく、地域住民の方たちに対しては、かかりつけ医として診療を行っており、必要があれば入院、および他の専門医療機関への紹介を行っています。

さらに、厚生会診療所は、外部の医療機関の後方支援医療機関としての役割を担っています。たとえば、法人外の総合病院に入院している患者様で、急性期の治療は一旦終了したが引き続き医療の提供を要する場合や、様々な事情で退院後すぐに自宅復帰することが困難な方等の入院を受け入れ、当院にて多職種連携のもと、患者様の今後の生活についてのサポートを行っています。

厚生会診療所における入院患者の増加・入院期間の長期化により、療養病床を持つ新たな診療所が必要となり、平成21（2009）年に、天竜厚生会第二診療所（以下、第二診療所）を開設しました。第二診療所は、入院部門として12床の医療保険適応型療養病床と6床の一般病床があり、主に慢性期の方のための医療を提供しています。また、外来部門は精神科医が担当し、法人内の利用者だけではなく、浜松市北遠地域で暮らす精神疾患をお持ちの方に対する診療を行っています。また、平成11（1999）年には、高齢化率が高く独居の高齢者が多い中

3. 診療所の概要

当法人では、天竜厚生会診療所、天竜厚生会第二診療所、龍山診療所の3つの診療所を運営しています。

天竜厚生会診療所（以下、厚生会診療所）は、

山間地域において、住み慣れた地域での在宅、医療サービスを提供していくために、デイサービスセンターや居宅介護支援事業所を併設した複合施設内に、医療を担う無床診療所として龍山診療所を開設しています。

「いつでも」「どこでも」「だれでも」をモットーに、常に患者様の立場に立った医療、患者様の満足する高度な医療を目指して、法人内の施設利用者・地域住民・法人職員等に対し幅広い医療を提供しています。

さらに、第二診療所では平成28（2016）年、厚生会診療所では平成31（2019）年より「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」（以下“無料低額診療事業”）を開始しています。無料低額診療事業は、低所得者・生活困窮者等に対して診療費等の減免をすることによって必要な医療を提供するとともに、公的福祉制度の利用や、社会資源の活用を提案し、関係機関と調整、生活の立て直しを支援することを目的としています。経済的な理由により適切な医療を受けることができない方に手を

差し伸べるこの事業は、まさに当法人の理念に則した取り組みであると感じています。

4. これから

法人の設立後、法人内の入所施設の利用者に対する診療のために開設された当院は、その役割の多様化に伴い医療体制を拡充してきました。これは、法人の理念に込められた「救いを求めるどんなわずかな存在も忘れることなく、一人ひとりの自己実現を目指して支援していく」という想いの実現を継続してきた結果であるといえます。法人の設立から昭和、平成、令和と時代は移り変わり、現在のコロナ禍において社会を取り巻く状況はますます多様化しているように思います。この状況下において当院の役割を果たしていくためには、理念に立ち返ることが大切であると改めて感じています。今後も、地域の関係機関とさらに連携を図り、一人ひとりに寄り添う姿勢を持ちながら、多くの人たちから必要とされる診療所を目指していきます。



天竜厚生会診療所



天竜厚生会第二診療所